

# 農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン

制定 令和4年12月20日  
浪江町農業委員会

## 1 目的

このガイドラインは、農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に際し、浪江町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）が審査する農地法手続きの円滑化を図るとともに、事業者と近隣関係者等との間のトラブルを回避することを目的とする。

## 2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、定格出力が10キロワット以上のものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く。
- (2) 事業者 発電設備を設置する者及び発電事業を行う者をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 近隣関係者 事業区域の境界から100メートル以内の範囲に存する農地の所有者及び当該農地で営農している者をいう。
- (5) 農業者の団体 農地の保全管理を行っている復興組合、管理耕作を行っている管理耕作組合、営農をしている集落営農組織や法人、その他農業用施設の管理を行う組合等をいう。

## 3 対象地域

このガイドラインの対象地域は、浪江町全域とする。

## 4 設置場所の選定

事業者は、太陽光発電設備の設置場所の選定にあたり、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 農地に野立ての太陽光発電設備の設置を検討する場合に、当該農地で営農を希望する者がいる場合は、当該営農希望者と十分に調整すること。
- (2) 営農型発電設備の設置場所を検討する場合は、周辺農地の営農状況に与える影響が少ない荒廃農地（※1）から選定することとし、荒廃農地以外

の農地を選定する場合にあっては、周辺農地の営農者や農業者の団体と十分に調整すること。

## 5 事前協議

事業者は、太陽光発電設備を農地に設置する目的で土地の選定を行う場合は、農業委員会事務局へ「農地に太陽光発電設備を設置する場合の事前協議申出書」（様式第1号）により事前協議を行うものとする。

## 6 関係者への説明

事業者は、太陽光発電設備の設置を行う場合、その計画の概要が明らかになったときは、当該計画の事業区域が所在する行政区、近隣関係者及び周辺の農業者の団体に対し、事業内容の説明を行い、十分な理解を得るものとする。

## 7 遵守事項

事業者は、発電設備の設置を行う場合にあっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令及び国等が作成した関係ガイドラインを参考に事業を行うこと。
- (2) 周辺農地の営農に支障が生じないように必要な措置を講じるとともに、事前に周辺農地の効率的な利用や農業用施設の機能保全等について行政区、近隣関係者及び周辺の農業者の団体と調整すること。
- (3) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止に努めること。
- (4) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤及び殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺の営農へ支障が無いように十分配慮すること。
- (5) 災害発生時等に事業者と連絡が取れるよう、以下の項目について記載した看板を事業区域内の見えやすい場所に設置すること。
  - ア 事業者名、住所
  - イ 保守管理責任者名
  - ウ 連絡先電話番号
- (6) 太陽光発電設備の廃止及び処分にあたっては、発電事業開始から撤去等費用を積み立て、計画的な資金確保に努めるとともに、不法投棄や放置することなく速やかに撤去すること。
- (7) 当該発電事業を承継する場合は、管理運営及び廃止等の条件について責任をもって引き継ぐこと。

- (8) 営農型発電設備にあつては、設備下部の農地において営農の適切な継続を行うこと。
- (9) 営農型発電設備にあつては、周辺の土地等へ日照の妨げとならないようにすること。

## 8 必要書類

事業者は、農地法第4条又は第5条の申請に当たっては、一般の添付書類に加えて別表第1に掲げる書類を提出するものとする。

## 9 ガイドラインの見直し

このガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

## 10 その他

農業委員会は、周辺農地の営農環境の保全、その他このガイドライン施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

※1 荒廃農地とは、農業委員会が農地法第32条第1項各号に該当すると判断した農地をいう。

### 別表第1

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 経済産業大臣の認定を証する書類 (FIT 制度等の事業の場合)</li><li>(2) 電力会社との売電・買取の契約を証する書類 (FIT 制度等の事業でない場合)</li><li>(3) 発電出力、パネルの大きさ、枚数、配置関係がわかる書類</li><li>(4) 確約書 (様式第2号)</li><li>(5) 調整状況報告書 (様式第3号)</li><li>(6) 土地の契約内容を証する書類 (4条の場合は不要)</li><li>(7) 土地選定理由書、候補地位置図 (第3種農地の場合は不要)</li><li>(8) 設置後の維持管理に係る契約内容を証する書類 (太陽光業者自らが設置する場合を除く)</li><li>(9) 雨水等の排水経路図 (傾斜地等の場合)</li><li>(10) 営農型発電設備の下部の農地での営農に係る収支計画書 (野立ての場合は不要)</li></ul> |
|--|

附則

このガイドラインは、令和5年1月4日から施行する。